

**障害福祉サービス等報酬改定検討チーム**

2023年11月6日

〈障害福祉サービス等報酬改定検討チーム〉については、相談支援を含む、『障害福祉サービス等に係る報酬について、改定の検討を行うため、厚生労働省及びこども家庭庁内で「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする』とされています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂については、今年5月から、検討チームでの検討が開始され、関係団体からのヒアリング等を経て、9月以降は主に事業種別毎に検討が行われています。

10月30日開催の第41回検討チームで計画相談支援と障害児相談支援等について検討が行われました。検討チームの資料から、検討の方向性として示された内容を中心に抜粋して共有させていただきます。

**計画相談支援・障害児相談支援に係る報酬・基準について〈論点等〉**

第41回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（R5.10.30）資料1より抜粋

**【論点1】 質の高い相談支援を提供するための充実・強化について 検討の方向性****（質の高い相談支援の提供のための基本報酬の見直し）**

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、一定の人員体制や質を確保する事業所向けの機能強化型の基本報酬の見直しを検討してはどうか。
- 具体的には、地域の相談支援体制強化の取組として、障害者総合支援法に規定する協議会（以下「協議会」という。）の構成員として定期的に参画すること等や基幹相談支援センターの取組に協力した場合の評価について検討してはどうか。
- あわせて、複数事業所が協働で体制を確保することにより機能強化型の基本報酬が算定できる場合の要件について、現行の地域生活支援拠点等に位置づけられている相談支援事業所である場合に加えて、地域生活支援拠点等と連携し、かつ、協議会の構成員となっている相談支援事業所である場合についても、対象に加えることを検討してはどうか。

**（質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し）**

- 「主任相談支援専門員配置加算」について、地域の相談支援の中核的な役割を担っている相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業の従事者に対する助言指導等を担っている場合の評価について検討してはどうか。
- 令和4年障害者総合支援法改正に盛り込まれた、協議会における個別事例の検討を通じた地域の支援体制の整備を推進するため、「地域体制強化共同支援加算」について、現行の地域生活支援拠点等に位置づけられている相談支援事業所である場合に加えて、地域生活支援拠点等と連携し、かつ、協議会の構成員となっている相談支援事業所である場合についても、対象に加えることを検討してはどうか。

(適切な相談支援の実施)

○市町村毎のセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化することを検討してはどうか。さらに、自治体による障害福祉計画に基づく計画的な相談支援専門員の養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策について検討してはどうか。

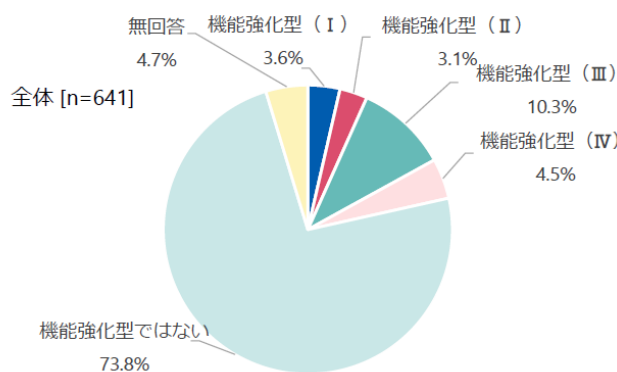
○また、モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点から、現在、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加することを検討してはどうか。

- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

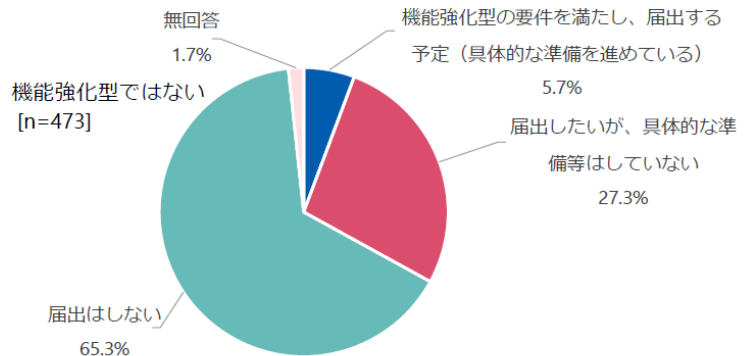
○あわせて、対象者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する観点から、指定基準において、各サービスの個別支援計画について、相談支援事業所への情報提供を義務化することを検討してはどうか。

計画相談支援・障害児相談支援の基本報酬の届出状況等 (論点1 参考資料⑦)

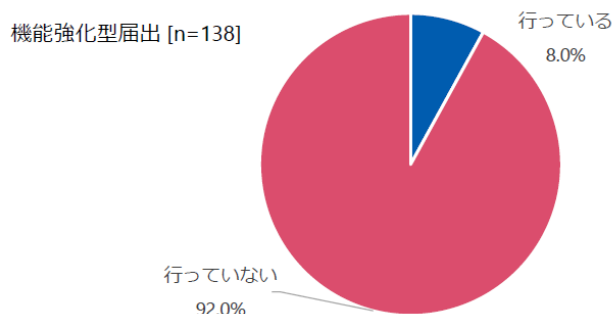
図表 556 計画相談支援・障害児相談支援の基本報酬の届出状況



図表 558 今後の機能強化型の届出の見込

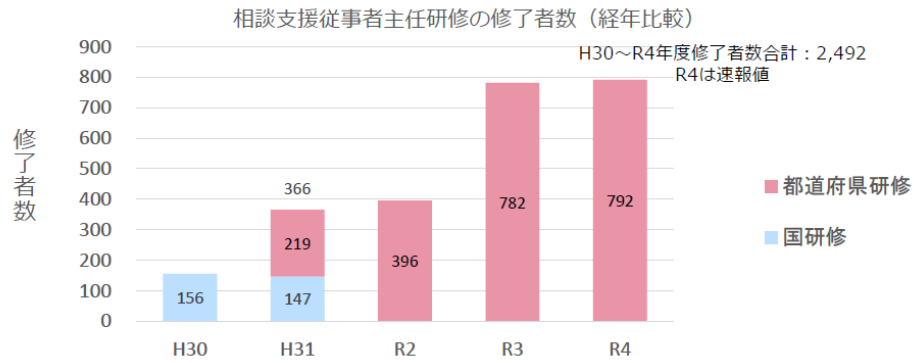


図表 562 機能強化型サービス利用支援費の算定における複数事業所の協働による体制の確保の有無



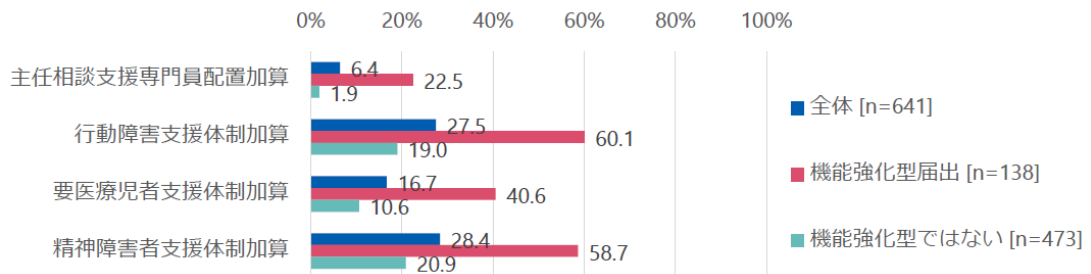
出典：障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果 (令和4年度調査)

# 主任相談支援専門員その他専門性を要する職員の配置 (論点1 参考資料⑩)



出典: 障害者相談支援事業実施状況調査

図表566 各種加算の届出状況 [複数回答]



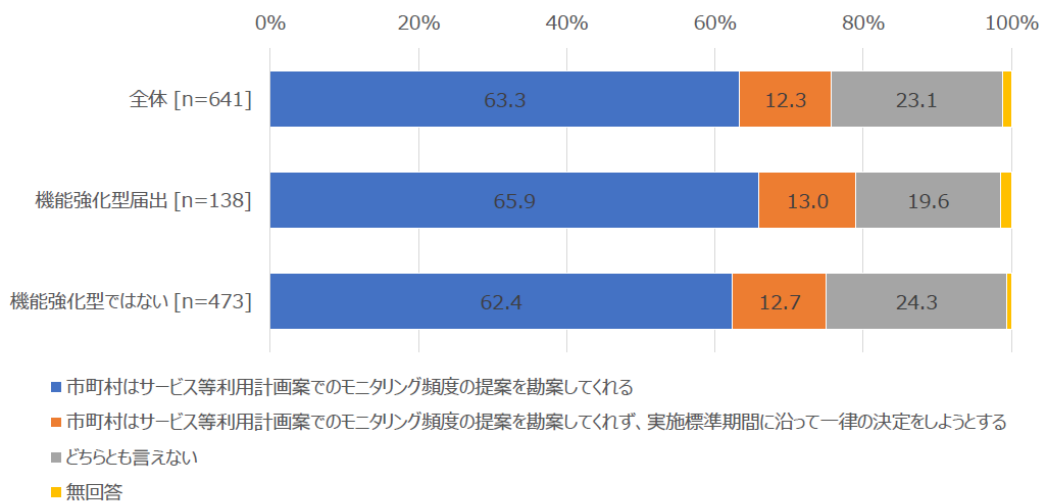
出典: 障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果 (令和4年度調査)

## 計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング頻度

(論点1 参考資料⑩)

相談支援事業所に対して、市町村のモニタリング頻度の決定について感じることを調査した結果、「モニタリング頻度の提案を勘案してくれる」が63.3%、「どちらとも言えない」が23.1%、「実施標準期間に沿って一律の決定をしようとする」が12.3%となっている。

図表 550 モニタリング頻度の決定について感じる事



出典: 障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果 (令和4年度調査)

## 【論点2】医療等の多様なニーズへの対応について 検討の方向性

### (医療等の多機関連携のための加算の見直し)

○医療等の多機関連携のための各種加算について、多機関連携の推進や業務負担を適切に評価する観点から、加算の対象となる場面や業務、算定回数などの評価の見直しを検討してはどうか。

○具体的には、

- ・「医療・保育・教育機関等連携加算」について、モニタリング時においても評価することを検討してはどうか。

- ・「医療・保育・教育機関等連携加算」及び「集中支援加算」について、利用者の通院への同行や関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とすることや、連携の対象に訪問看護の事業所を加えることや、算定回数などの評価の見直しを検討してはどうか。

- ・上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、評価の見直しを検討してはどうか。

### (医療との連携のための仕組み)

○支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成に活用できる旨、周知することを検討してはどうか。

### (高い専門性が求められる者の支援体制)

○「要医療児者支援体制加算」等について、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所について、それ以外の事業所と差を設け、メリハリのある評価とすることを検討してはどうか。

## 多機関連携に係る各種加算の算定状況(令和5年4月サービス提供分) (論点2 参考資料④)

### 計画相談支援

加算名称	単位数	取得率
入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位/月	1.7%
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位/月	1.0%
退院・退所加算	200単位/回	0.8%
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問、会議参加)	300単位/月	0.8%
居宅介護支援事業所等連携加算(情報提供)	100単位/月	0.8%
医療・保育・教育機関等連携加算	100単位/月	1.8%
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加)	300単位/月	21.7%

### 障害児相談支援

加算名称	単位数	取得率
入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位/月	0.1%
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位/月	0.0%
退院・退所加算	200単位/回	0.1%
保育・教育等移行支援加算(訪問、会議参加)	300単位/月	0.3%
保育・教育等移行支援加算(情報提供)	100単位/月	0.2%
医療・保育・教育機関等連携加算	100単位/月	3.4%
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加)	300単位/月	9.8%

※出典:国保連データ

## 【論点3】相談支援人材の確保及び ICT の活用等について 検討の方向性

### (相談支援に従事する人材の確保)

○相談支援に従事する人材の確保と段階的な育成を図る観点から、機能強化型の基本報酬を算定している事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員（仮称）」として位置づけて、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直すことを検討してはどうか。

### (ICTの活用等)

○ICT の活用による業務の効率化を図るため、以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、オンラインによる面談の場合も算定可能とすることを検討してはどうか。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）

- ・初回加算（契約の締結から4か月目以降に月2回以上訪問した場合）
- ・集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）

○また、離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、ICT の活用等により、都道府県及び市町村が認める場合には、以下の基準や報酬算定の柔軟な取扱いを認めることを検討してはどうか。

- ・居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、一部オンラインで対応可能とする
- ・居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算の見直し
- ・従たる事業所（サテライト）について、主たる事業所から30分で移動可能な範囲を超える場合であっても設置を可能とする
- ・機能強化型の基本報酬の算定に係る複数事業所による協働体制について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合も算定可能とする

ここまでの内容については、まだ検討チームでの検討中資料となります。報酬改定についての概要が示されるのは、これまでの報酬改定の際に例えば2月頃になると思われますので、あくまでも報酬改定検討の動向として共有をさせていただきました。また、10月23日開催の第40回検討チームでは地域相談支援等についての検討も行われています。＜障害福祉サービス等報酬改定検討チーム＞の資料や検討経過等の詳細は、次からご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_446935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html)

### 編集後記

前号発行から少し時間が空いてしまいましたが、今号は報酬改定の検討動向についての内容とさせていただきます。

次号以降も、動向を見守りつつ、引き続き皆様のお役に立てる情報を発信していきたいと思っております。最後までご覧いただきありがとうございました。

さっぽろ地域づくりネットワーク

ワン・オール



〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園 302号

TEL：011-213-0171

FAX：011-213-0172

E-mail：[sapporo@one-all.net](mailto:sapporo@one-all.net)

URL：<http://one-all.net>